

第二白東苑 長期入所料金表(概算での計算となります)

～令和6年8月～

①～⑦の加算を含む金額(個別算定の加算は含まず)

(月額/単位:円)

第1段階	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室	64,278	66,771	69,405	71,970	74,428

□食事代・・・300円/日 □居室代・・・880円/日(ユニット型個室)

第2段階	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室	66,978	69,471	72,105	74,670	77,128

□食事代・・・390円/日 □居室代・・・880円/日(ユニット型個室)

第3段階	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室	89,478	91,971	94,605	97,170	99,628

□食事代・・・650円/日 □居室代・・・1,370円/日(ユニット型個室)

第3段階②	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室	110,778	113,271	115,905	118,470	120,928

□食事代・・・1,360円/日 □居室代・・・1,370円/日(ユニット型個室)

課税層	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室(1割負担)	134,208	136,701	139,335	141,900	144,358
※ユニット型個室(2割負担)	163,085	168,072	173,340	178,469	183,386
※ユニット型個室(3割負担)	191,962	199,443	207,345	215,039	222,414

□食事代・・・1,445円/日 □居室代・・・2,066円/日(ユニット型個室)

※第1号被保険者(65歳以上)の方で、本人の合計所得金額(年金等)が160万円(年間)以上であり、かつ同一世帯の第1号被保険者の課税年金収入及び年金以外の合計所得金額が単身280万円以上、2人以上で346万円以上の方については介護サービスを利用する際の利用者負担金が2割となります。また、本人の合計所得金額(年金等)が220万円(年間)以上であり、かつ同一世帯の第1号被保険者の課税年金収入及び年金以外の合計所得金額が単身340万円以上、2人以上で463万円以上の方については介護サービスを利用する際の利用者負担金が3割となります。

1) 基本単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
<ユニット型個室>	682	753	828	901	971
※仙台市の場合、1単位10.27円となります。					
【体制加算一覧】					
2) 上記の料金表は基本単位に加え、入居する全員に該当する下記加算を計上した額となります。※=令和6年8月時点で未取得					
① 日常生活継続支援加算・・・46単位/日		② 夜勤職員配置加算・・・46単位/日			
③ 栄養マネジメント強化加算・・・11単位/日		④ 科学的介護推進体制加算・・・50単位/月			
⑤ 生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・10単位/月※		⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算・・・5単位/月※			
⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ・・・介護報酬の総額に対して14%の加算					
【個別加算一覧】					
3) 上記2)の他に一定の要件に該当する下記加算(個別加算)がございます。					
追加加算が発生した際は、事前に利用者及び利用者家族へ説明を行ったのち算定させていただきます。					
① 認知症専門ケア加算・・・3単位/日⇒担当主治医が作成する「主治医意見書」において「認知症日常生活自立度」の項目がⅢ以上の判定になっている方のみ該当					
② 排せつ支援加算・・・100単位/月 ⇒排泄障害等のため、排泄に介護を要する方で支援計画を定めている方のみ該当					
③ 褥瘡マネジメント加算・・・13単位/月 ⇒褥瘡発生に係るリスクがあるとされた方に対して褥瘡計画を定めている方のみ該当					
④ 経口維持加算・・・400単位/月⇒摂食障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対して医師の指示に基づき特別な栄養管理を行っている方のみ該当					
⑤ 退所時栄養情報加算・・・70単位/月 ⇒入院等をされた場合に医療機関へ栄養情報の提供を行った方のみ該当					
⑥ 新興感染症等施設療養費・・・240単位/日⇒厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談、診療、入院等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを提供した方のみ該当					
⑦ 認知症チームケア推進加算・・・120単位/月⇒認知症の行動心理症状の早期対応に係るチームの発足、行動心理症状の対応を行った際に算定					
⑧ 看取り介護加算・・・72～1280単位⇒施設内でお看取りの介護を行った方のみ該当					
⑨ 協力医療機関連携加算・・・100単位/月					
4) 1ヶ月を30日として計算しています。					
5) おむつ代や、洗濯代等の日常生活における費用が含まれます。 この他、医療費、散髪代等の実費がかかります。					
6) 上記料金の他、施設にて個人のお金をお預りした際は「預かり金管理費」として2,000円/月を徴収いたします。 また、大型の家電製品(冷蔵庫・テレビ等)の持込をされる方は電気料金として300円/月を徴収いたします。					